

## 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金に係るQ & A

### 子ども生活福祉部 障害福祉課

(Q 1) 公益性、専門性及び広域性を有する事業について (第1条関係)

(A 1) 公益性については、申請した事業が、専ら申請団体の活動のみではなく、社会一般に資する事業を要件としております。

専門性については、法人その他団体が、申請した事業の特定の領域に関する知識と経験があることを要件としております。

広域性については、対象地域が限定されることなく、広く圏域を対象とすることを要件としております。

交付決定にあたっては、上記三つを総合的に勘案して、審査するものとします。

#### **公益性、専門性、広域性がないといえない事業 (例)**

- ・ 団体の役員・会員向けの研修会又は講演会開催等
- ・ 他の団体が主催する研修会等へ参加するための経費
- ・ 団体の活動におよそ関わりのない、講演会の開催等
- ・ 正当な理由なく対象者を限定するなどして、結果、狭域的な事業になっているもの (参加資格を、団体会員に限定する等)
- ・ 参加者を広く対象としているが、事業の周知期間が短く一部の参加者しか見込めない。

## (Q2) 補助対象事業について (第2条第1項関係)

(A2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業などにより、国又は地方公共団体から補助その他の支援を受けることができる場合、補助対象外となります (交付規程第2条第2項)。

事業を実施するために必要な経費を補助対象とします。ツアーへの参加費など、本人負担によるべきものについては、補助対象外となります。

なお、(6)「その他知事が特に必要と認める事業」については、特に必要と認めた事業はこれまでありません。

## (Q3) 補助金の交付年限について (第2条第4項関係)

(A3) 本補助金については、公募制を採用しており、補助団体を限定することなく、補助金を交付しております。

広く事業が周知され、申請団体数が年々増加しておりますが、予算の範囲内で交付することから、本補助金は、団体数が増えるとともに、補助事業が零細化していく性質があります。

新規事業を受け入れる体制を整備するとともに、団体の自主的運営を促進する観点から、補助金交付についてはサンセット方式を採用しております (平成28年度予算から適用)。

この方式によって、補助金額が一定に保たれ、新規事業の積極的な立ち上げを支援できると考えております。

#### (Q4) 補助対象経費、対象外経費について (第3条関係)

(A4) 報酬及び賃金については、事業実施のために特別に配置した嘱託員・非常勤職員報酬等が対象となります。

事業実施とおおよそ関係のない経費（団体の運営費等）については、補助対象経費となりません。

なお、(9)「知事が特に必要であると認めたもの」については、特に必要と認めた経費はこれまでありません。

#### (Q5) 補助金交付申請及びこれに係る補正義務について (第4条関係)

(A5) 交付規程第4条に定める必要書類を添付して当該年度の5月31日までに持参又は郵送でご提出ください（※必着）。

**注** 5月31日が閉庁日である場合、期限は前倒しとなります。

例) **5月31日が日曜日 → 5月29日（金）必着**

提出した補助金交付申請書や関係資料に不備等があった場合、申請書の記載事項について、2週間以内の期限を定め、訂正や修正を求める場合があります。

その期間中に補正した書類の提出がない場合は、申請者が申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

#### (Q6) 補助金の交付決定について (第5条関係)

(A6) 事業の内容及びその事業により障害者の社会活動及び地域活動の推進に関し期待される効果、事業の公益性、専門性及び広域性、法人その他団体のこれまでの実績及びその効果並びに補助金の交付に関し必要な事項について審査し、当該年度の8月31日までに補助金の交付又は不交付を決定します。

必要に応じて、交付申請書に係る事業の実施に関し必要な書類について追加して提出を求め、又は当該事業の実施方法等についてヒアリング調査をする場合もあります。

### (Q7) 補助事業の適正な執行について

(A7) 本補助金制度が広く周知されたことに伴い、安易な申請も増えております。綿密に事業計画・予算積算を行ってから申請していただきますようお願いいたします。

なお、交付決定後は、正当な理由がなければ大幅な事業内容の変更は認められませんので、ご注意ください。

### (Q8) 事業計画書の作成について

(A8) 事業計画書が任意の様式であったため、新たに様式が追加されました（平成28年4月1日から適用（第1号様式の3））。

本様式は、次年度以降継続して事業実施する場合の参考資料ともするため、記入例を参考に、具体的な内容の記入をお願いします。